		日	号外	ページ
七四	厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件	二五	60	四九
七五	薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件	二五	60	四九
七六	平成二十五年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件	二六	61	二四
七七	養育医療機関医療担当規程の一部を改正する件	二七		二
七八	労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件	二七	63	五二
七九	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成二十五年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件	二八	65	三九
八〇	都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件	二八	65	四〇
八一	薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件	二九		五
八二	公共職業安定所の出張所の管轄区域の一部を改正する告示	二九	66	六三
八三	放射性医薬品基準を定める件	二九	67	六八
八四	復旧の目的としないこととした公共施設のうち河川、道路、上水道及び下水道について支払うべき金額の算定基準を定める省令第三条において準用する第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を廃止する件	二九	67	九五
八五	福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件	二九	67	九五
八六	食鳥肉販売業の振興指針の全部を改正する件	二九	67	一〇四
八七	雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ(2)の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件	二九	67	一一〇
八八	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件	二九	67	一一三
八九	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準の一部を改正する件	二九	67	一一三
九〇	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件	二九	67	一一三
九一	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施方法の全部を改正する件	二九	67	一一三
九二	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の全部を改正する件	二九	67	一一五
九三	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準の全部を改正する件	二九	67	一一七
九四	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の二第四項第二号の規定に基づき特定健康診査等の実施体制その他の事項について厚生労働大臣が定める基準を定める件	二九	67	一二〇
九五	租税特別措置法第十二条の二第一項各号及び第四十五条の二第一項各号の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件の一部を改正する件	二九	67	一二〇
九六	中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率を定める件	二九	67	一二三
九七	中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件	二九	67	一二三
九八	中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件	二九	67	一二三
九九	中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件	二九	67	一二三
一〇〇	中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件	二九	67	一二三
一〇一	確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件	二九	67	一二三
一〇二	特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件	二九	67	一二三